

認定リサイクル製品利用拡大推進事業

☆事業の目的

秋田県では条例に基づき、県内の廃棄物の減量化、リサイクルの推進及びリサイクル産業の育成を図るため、各種の施策を実施しております。

その施策の一つに「認定リサイクル製品利用拡大推進事業」があります。この事業は、多くの県民が日々利用する公共交通機関等の施設において、秋田県認定リサイクル製品を導入していただき易くするためのものです。

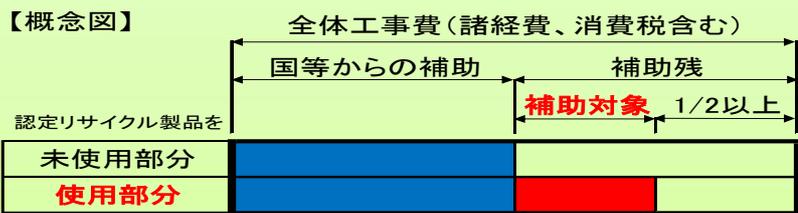
公共交通機関等の施設で秋田県認定リサイクル製品を導入していただくことは、施設を利用する県民の方々が日常的に製品を見て触れる機会が創出されることとなります。

これにより、秋田県リサイクル認定制度及び製品の認知が進み、認定リサイクル製品の販路拡大・利用促進が図られ、ひいては廃棄物の減量化や環境負荷の低減に寄与することを目的としています。

☆事業の概要

公共交通機関など、多くの県民が利用する施設で整備工事（改修・修繕等）を行う場合、認定リサイクル製品を使用すると、その認定リサイクル製品に係る経費（工事費と諸経費）に対して県が補助する事業です。

- ◆ 補助対象者：公共交通機関などの施設管理者（鉄道事業者、道の駅、高速道路SA、地方バス事業者、地方公共団体等）、県内の宿泊業者（旅館業及びホテル業に限る）※詳細はWebサイトを確認ください。
- ◆ 対象製品：秋田県認定リサイクル製品
(Webサイト URL: <http://common3.pref.akita.lg.jp/recycle/>)
- ◆ 補助割合：1/2以内（国等の補助事業を利用している場合、業者負担分を対象）で最低補助額30万円。宿泊施設は、補助額30～100万円/回で累計300万円まで。



☆認定製品一例



認定リサイクル製品利用拡大推進事業 年間スケジュール

番号	時期	事業者	流れ	県
①	前年度 9月上旬	補助金要望書		要望受付開始
②	前年度 10月上旬			要望受付締切
③	前年度 10月		←	ヒアリング・現地調査
④	前年度 10月中旬 ～11月上旬			採択地区選定・要望額の概定
⑤	前年度 12月上旬 ～1月下旬		←	採択を連絡 不採択は通知
⑥	前年度 3月中旬	申請見込額を連絡 (物価変動があるため精査)	→ ←	配分額調整 申請意向確認
⑦	当該年度 4月上旬			補助金交付額内示
⑧	当該年度 4月上旬～	補助金申請書提出	←	補助金交付決定通知 (事業採択が確定)
⑨	当該年度 4月上旬～		→	
⑩	当該年度 4月上旬～	工事契約締結	←	
⑪	当該年度 事業完了	実績報告書提出 (完了後1ヶ月以内または3月 31日のいずれか早い日)	→	現地確認・検査 検査結果通知
⑫	当該年度		→	
⑬	当該年度 年度末まで	請求書提出 (通知到着後速やかに提出)	←	補助金の支払い (約2週間後)
⑭	当該年度 ～翌年度	補助金の受理	←	

【認定リサイクル製品利用拡大推進事業についての問い合わせ先】

秋田県 生活環境部 環境管理課 調整・環境企画班

〒010-8570 秋田市山王4丁目1番1号
 電話 018-860-1571 FAX 018-860-3881
 メールアドレス kankan@pref.akita.lg.jp

